

【国際観光旅客税財源】

## **令和2年度 国立公園における地場産品等の提供促進事業（補助事業）について**

**2020年3月**

**環境省自然環境局国立公園課**



# 国立公園における地場産品等の提供促進事業

## 【背景・課題】

日本の国立公園は、自然景観だけではなく、その自然の恵みを活かした地域独自の暮らしや文化、歴史が重要な魅力の一つであるが、それらが感じられる「食」「お土産」が十分に開発されていない。そのため、日本の国立公園の魅力をも十分に伝えきれておらず、また、その価値が正当に評価されていない。

また、国連が2017年を「開発のための持続可能な観光の国際年」と定める等、近年、持続可能な観光（サステナブルツーリズム）に注目が集まっている。社会・環境問題に関心が高い高所得層等がサステナブルツーリズムを好む傾向が世界中で強まると予想されるが、地場産品等の提供促進はサステナブルツーリズムの重要な要素の一つである。

## 【事業内容】

34国立公園において、日本の国立公園ならではの「食」「お土産」の開発、高付加価値化等を支援。なお、事業の広報・周知、採択案件や事業内容に係る指導・助言等について、農林水産省の協力を得る予定。

- ①地域一体となった観光商品の開発・高付加価値化に係るコンサルティング、計画策定
- ②観光商品の開発及び公園事業施設（ホテル、売店）等における販売体制構築
- ③多言語での暮らしや文化、歴史の紹介、キャッシュレス化
- ④体験プログラムの実施
- ⑤売り上げ還元の仕事構築

## 【事業スキーム】

民間事業者による協議会等への補助

## 【効果】

効果的なコンテンツが整備されることで、訪日外国人観光客数の増加や訪日外国人旅行消費額の増加を図る。



阿蘇の赤牛と草原。草原は放牧、火入れ、採草により維持されており、国立公園の重要な自然景観を構成している。



桜島大根。火山活動が活発な桜島で育つため、特徴的な形態をしている。

# 国立公園における地場産品等の提供促進事業（補助）の事業イメージ

目的：国立公園ならではの「食」「お土産」の開発・提供による持続可能な観光・産業の推進

訪日外国人の期待は「**日本食を食べること**」「**自然・景勝地観光**」「**ショッピング**」が上位！

⇒国立公園の自然を活かした「食」「お土産」を開発・高付加価値化することが重要！

⇒ただ商品売るだけでなく、伝え方にも工夫を凝らしてより楽しんでいただくことによりインバウンドを推進。

⇒高付加価値な「食」「お土産」をホテル等で提供することにより、公園事業施設等の魅力も向上。

## ○国立公園ならではの産品例



その地域ならではのブランド産品を創出

## ○プログラムの開発例



商品のみ販売



商品を見ただけでは分からない採り方、文化等を伝えることにより満足度を高め、高付加価値化

対象：国立公園の自然と密接に関連する循環型・持続可能な産業

国立公園の自然と密接に関連した地域の産業を推進！

⇒地域活性化と自然環境の保全を同時に推進し、持続可能な地域を創生。

## ○国立公園と深く関連する産業



三陸のカキ(養殖筏)



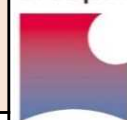
阿蘇の赤牛と草原

国立公園の自然を活かしつつ、自然環境への還元型の産業を推進することで、持続可能な地域を形成。

## ○対象イメージ（例）

- 野生動物等と共存する一次産業（希少種の食害がある農産品など）
- 二次的自然の保全に寄与する一次産業（草原の野草を活用した野菜など）
- 公園内で行われる持続可能性に配慮した一次産業（三陸のカキなど）
- 国立公園の自然の恵みや歴史・文化が体感できる一次産業（海女小屋、桜島大根など）
- 商品の売り上げの一部を自然環境に還元するための仕組みづくり など

# 国立公園における地場産品等の提供促進事業（補助）の活用について

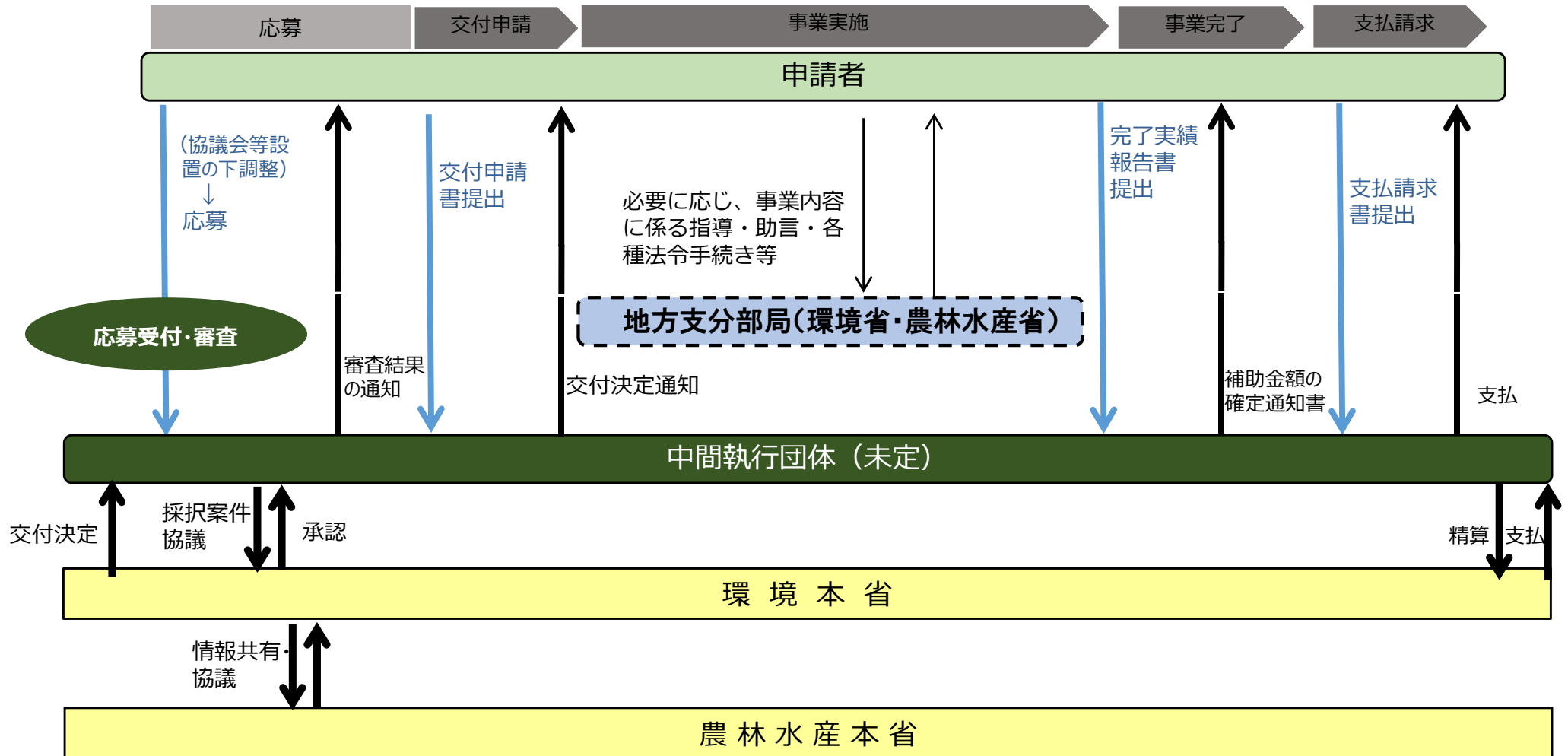


1. 補助対象者	民間企業、個人事業主、NPO、地方公共団体、DMO、協議会・組合等
2. 補助率	1 / 2
3. 補助対象経費	人件費、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、社会保険料、雑役務費、資材購入費
4. 補助対象事業	<p>国立公園内に係る地域で生産される地場産品に係る以下の事業。</p> <p>①地域一体となった観光商品・体験プログラムの開発、高付加価値化に係るコンサルティング、事業計画の策定</p> <p>②テストマーケティングまたはファミトリップの実施等、事業実施に向けて必要な調査</p> <p>③公園事業施設（ホテル、売店）等における販売ネットワークの体制構築に係る検討</p> <p>④インバウンド対応を目的とした、開発した「商品」、「お土産」の素材・資源に係る歴史や文化、国立公園の自然の紹介をするパンフレットやホームページ等の情報発信媒体の多言語化、キャッシュレス化及び多言語対応を行うための人材の確保及び研修の開催</p> <p>⑤国立公園の景観保全等、環境保全型の事業を推進するために必要な調査</p>
5. 交付申請先	未定（補助金執行団体）
6. 審査の加点要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インバウンド観光の促進、国立公園の利用促進に資することが必須。</li> <li>・加点要素として、以下を想定。</li> <li>①「国立公園満喫プロジェクト（※）」等が実施されている国立公園で実施する事業（※阿寒摩周、十和田八幡平、日光、伊勢志摩、大山隠岐、阿蘇くじゅう、霧島錦江湾、慶良間諸島、支笏洞爺、富士箱根伊豆、中部山岳にてインバウンド推進を集中的に実施）</li> <li>②その地域ならではの資源や魅力を活かした事業等、地域経済の持続的な発展に資する活動を含む事業となっていること等。</li> <li>③自然環境や景観に配慮し、その保全に資する事業内容となっていること</li> <li>④数値目標が事業規模が適正であること。</li> <li>⑤全国的にモデルとなるようなものであること。</li> <li>⑥補助終了後も継続の見込みがあること</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

# 国立公園における地場産品等の提供促進事業の補助金交付の仕組み

## 【交付の流れ】

- 当補助事業は環境省から補助金の執行管理を包括的に委託する執行団体（未定）を通じて、公募、交付申請受付、交付決定、補助金支払等を行うことを予定しています。
- 中間執行団体から、直接申請者に対して補助金を交付します。（都道府県を介する必要はありません）





## 今後のスケジュール（予定）

---

2020年5月 【補助事業の公募開始】

6～7月 【応募】  
【審査】  
【採択通知】

7月～ 【交付申請】  
【交付決定】  
【事業開始】

2月～3月末 【事業完了・支払請求】



## ①他の補助事業との併用は可能ですか？

⇒他の補助事業との併用はできません。補助の裏負担分は申請者側でご用意いただく必要があります。

## ②補助事業で得られた利益を補助事業の裏負担分として計上することは可能ですか？

⇒可能です。

## ③補助事業を活用して利益が得られた場合の取扱いはどうすれば良いのですか？

⇒相当な利益が生じた場合、利益の額・交付率に応じて国庫に返納いただく場合があります。

## ④補助事業対象が「民間事業者による協議会等への補助」となっているが、民間事業者、地方公共団体、NPO、一般社団法人、財団法人等は補助金を申請できないのですか？

また、協議会の設置は必須なのですか？

⇒民間事業者等も交付対象となります。また、地域の関係者が一体となって商品開発を検討、調整するのに、地域協議会のような場を設けることは非常に有効と考えますが、協議会の設置が必須条件ではありません。

## ⑤事業対象メニューについて、すべての事業を実施しなければならないのですか？

⇒すべての事業を実施する必要はなく、各地域で実施が必要な事業を個別にご検討・実施いただいで構いません。



### ⑥国立公園の区域外で生産された製品についても補助対象になりますか？

⇒国立公園内の自然環境と密接に関連すると認められる場合は補助対象になります。ただし、販売や体験プログラム等、一部の事業を国立公園内で実施していただく必要があります。

### ⑦WEB販売のページ作成費用は補助対象になりますか？

⇒「販売体制の構築」に係る事業として補助対象となります。

### ⑧販売体制の構築について、WEB販売のみでも問題ないのですか？

⇒Web販売を含めていただくことは可能ですが、魅力的なコンテンツを作成し、同地域へ訪問する訪日外国人観光客を増加させることが目的となっている事業ですので、現地での販売実施や体験プログラムの開催等を実施していただく必要があります。